

秋田おばこ農業協同組合 利益相反管理方針

秋田おばこ農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下「方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1 対象取引の範囲

この方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当組合の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務又は金融商品関連業務に係るお客様との取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいう。

2 利益相反のおそれのある取引の種類

「利益相反のおそれのある取引」の種類及び主な取引例としては、次に掲げるものが考えられる。

(1) お客様と当組合の間の利益が相反する類型

- ア 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客様の情報が他部署に漏えいし、ほかの取引に利用される場合
- イ 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合

(2) 当組合の「お客様とほかのお客様」との間の利益が相反する類型

- ア 農業法人等の買収において、当組合が買収側・被買収側双方と融資及び助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合
- イ グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合
- ウ 接待・贈答を受け、又は行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準からかい離れた水準で取引を行う場合

3 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、次のとおり行う。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化する。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認する。

- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告する。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、又は類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談する。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの報告・相談を受けて、各部署と協議のうえ(必要に応じて関係部署と協議)、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行う。

4 利益相反の管理の方法

当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客様の保護を適正に確保する。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引又は当該お客様との取引の条件若しくは方法を変更し、又は中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法(ただし、当組合が負う守秘義務に違反しない場合に限る。)
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5 利益相反のおそれのある取引の記録及び保存

利益相反の特定及びその管理のために行った措置については、当組合で定める内部規則等に基づき適切に記録し、保存する。

6 利益相反管理体制

- (1) 当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当組合全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定める。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとする。

また、当組合の役職員に対し、この方針及びこの方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努める。

- (2) 利益相反管理統括者は、この方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善する。

7 利益相反管理体制の検証等

当組合は、この方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。

附 則

この方針は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

この方針の改正は、平成 22 年 5 月 31 日から施行する。